Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-09

サンテレビ震災報道映像の公開(活動報告)

佐々木, 和子

(Citation)
Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報,13:149-150

(Issue Date)
2021-12

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81013405

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013405

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター活動報告

サンテレビ震災報道映像の公開

佐々木　和子

一　はじめに

二〇二一年一月一四日、神戸大学附属図書館震災文庫で、サンテレビが撮影・制作した阪神・淡路大震災関連映像、公開動画「阪神・淡路大震災」（一九九五年六月二九日制作）が公開された。

サンテレビから都市安全研究センターを通じて、作成した震災映像のアーカイブ化について相談したい旨連絡があり、サンテレビ・震災文庫・人文学研究科、都市安全研究センターで最初の会合をもったのが二〇二〇年九月一一日のこと。震災文庫での受け入れが決まり、一一月二六日には、サンテレビ、震災文庫、人文学研究科の関係者が、震災映像の公開についての方法の検討をはじめた。

その時、最も懸念材料にあげられたのが、肖像権である。本稿では、この肖像権の課題について、デジタルアーカイブ学会の肖像権ガイドラインを基に、公開に至った経緯を報告する。

二　デジタルアーカイブ学会と肖像権ガイドライン

二〇二一年四月、デジタルアーカイブ学会ホームページに、「肖像権ガイドライン～自主的な公開判断の基準」が公表された。二〇一九年以来、三回の円卓会議、実証実験を経て、同会法制度部会を中心に、改訂を重ねてきた。

ガイドラインによると、肖像権は、法律上で明文化された著作権と異なり、裁判例を積み重ね、認められてきたものである。権利の対象や保護の射程はすべて解釈に委ねられる。最高裁判所はその判例で、写真撮影およびその公表により、本人の「人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える」ものかどうか検討して、①被撮影者の社会的地位、②被撮影者の活動内容、③撮影の場所、④撮影の目的、⑤撮影の態様、⑥撮影の必要性の六要素を「総合考慮」して適法性を判断している。

ところが、大量のコンテンツを抱えるアーカイブの現場では、「総合考慮」の判断が困難で、死蔵されている。そこで、「デジタルアーカイブ機関の現場担当者が肖像権処理を行うための拠りどころとなるようなガイドライン」の提案が探られた。そして、「デジタルアーカイブ機関における自主的なガイドライン作りの参考・下敷き」になることを求めている。[1]

ガイドラインでは、つぎのようなフローチャートを作成した。まず①ステップ1「知人が見れば誰なのか判別できるか」どうかを判別し、可能なものは、②ステップ2「公開について同意があるか」を判別した。②で同意がないものについては、③ステップ3「公開によって一般に予想される本人への精神的な影響をポイント計算」を適用し、0点以上は公開可、以下マイナス点については、公開範囲の限定やマス

キングによって対応するものとした。[2] ポイント計算リストは、六要素に基づいて項目を定め、点数化した。

三　サンテレビ映像とガイドライン

今回判別の対象としたのは、サンテレビ撮影の素材映像を「防災意識の高揚をはかる」ために編集した動画である。撮影日は、一九九五年一月一七日を中心に月末まで。これらの肖像権の判別は、以下の手順で行った。映像を見ながら、人物がでてきたところで一旦映像を止める。肖像権ガイドライン（案）第3版を参考に、各要素について点数化し、その合計によって公開度を採点した表。その後、サンテレビ、図書館、人文学研究科の関係者が協議を行い、公開を決定した。

判定の対象となった場面は、阪神・淡路大震災が「撮影後20年経過（＋10）」、「歴史的事件（＋20）」との扱いによって、ほとんどが問題なく「公開可」となった。協議の対象となったのは、「避難所での被災者の顔のアップ」「子どもの顔のアップ」である。これらも多くは、この映像が、すでに研究・教育のために編集・公開したものであるため、「刊行物等で公表された写真（＋10）」の扱いとしたため、公開に問題ないとした。

四　おわりに

現在、人文学研究科地域連携センターでは、公開された映像の素材の映像について、肖像権の判別を行っている。これらの映像では、素材ならではの臨場感が見られるが、「刊行物等で公表された写真（＋10）」の要素がなくなるため、最初から10点低いスタートとなる。そのため、以前より判別・協議を要する箇所が増えてきている。

阪神・淡路大震災から二六年を経て、「撮影後20年経過」のままでよいのか。第4版以降加えられた「代替性のない写真（＋10）」の要素の取り扱いは、地元ならではの映像では考慮を加える必要がある。また、どのような閲覧方法をとるのか、ガイドラインに抵触する場合、マスキングを行うのか、今後課題となろう。さらに、これらを踏まえ、「肖像権ガイドライン」に示唆されているように、震災アーカイブのような公益性の高いアーカイブでの加点要素も議論し、「震災文庫」での独自の「肖像権ガイドライン」を検討することが求められている。[3]

1　被撮影者の社会的地位：
　一般人（±０）、公人（＋20）、16歳未満の一般人（－20）
2　被撮影者の活動内容
－１活動の種類；歴史的事件（＋20）
－２撮影者の立場：業務・当事者としての参加（＋5）、私生活・業務外（－10）
3撮影の場所：
　公共の場（＋15）、自宅内・避難所内（－10）、病院・葬儀場（－15）
4撮影の態様
－１写り方：多人数（＋10）、特定の人物に焦点をあてず（＋10）、大写し（－10）
－２撮影状況：承諾の意思表示（＋5）、撮られた認識なし（－10）、拒絶の意思（－20）
－３被写体の状況：遺体・重傷（－20）
5写真の出典：
　刊行物等で公表された写真（＋10）、作品として展示・公表された写真（＋5）、
　遺族が存在しない故人に関する写真（＋30）
6撮影の時期：
　撮影後30年経過（＋20）、撮影後20年経過（＋10）

合計　0点以上：公開可、
－1～－15：公開範囲を限定（館内等）、マスキング
－16～－30：厳重なアクセス管理（事前申込の研究者の閲覧）、マスキング
－31：マスキング

オンラインを利用した古文書初級講座

河島　裕子
横山　朋子

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大のなか、これまでおこなわれてきた対面形式ではなくオンラインを利用した講座が多く開かれるようになっている。神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターが主催する公開講座「まちづくり地域歴史遺産活用講座」[1]の受講者を対象としたオプション講座である「古文書解読初級講座」（以下、「初級講座」とする。）もその例外ではなく、二〇二〇年度は初めてオンラインによる講座を開催した。ここでは、新たにオンラインを利用することで生じる数々の問題をいかに解決し、講座開催にこぎ着けたのかという経緯とその実施内容を中心に、オンライン講座の課題や今後の展望などもあわせて報告したい。

「初級講座」は「まちづくり地域歴史遺産活用講座」の受講者の「もっと専門的に古文書を読んでみたい」という要望を受けて、二〇一二年に試行的に始められて以来、毎年初心者向けに開催されているもので、二〇一四年から河島が講師を、二〇一五年から横山が事務的サポートを担当している。

従来は神戸大学文学部学生ホールに二〇名前後の受講者が集まり、毎回配布される紙媒体のテキストを使用して、講師が板書をして解説するという形式をとっていた。オンライン開催となった二〇二〇年度は、九月の毎日曜日に、オンライン会議アプリ「Zoom」を使用し、受講者は各自パソコン環境のある自宅などで、Zoom の画面共有機能を使って PowerPoint のスライドと講師の解説をリアルタイムで視聴するという形式をとった。[2]開講前には、紙媒体のテキストを郵送し、利用に不慣れな受講者向けに動作確認のためのテストミーティングも実施した。[3]ただし、対面形式ではおこなっていたくずし字辞典の貸出はできなかった。

一　オンラインの壁

講座が対面形式からオンラインに移行したことで、準備から実施まで様々な問題――「オンラインの壁」――が生じた。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため利用制限をしている史料保存機関、初心者であるのにくずし字辞典が

註

（1）「第1　本ガイドラインの目的」『肖像権ガイドライン～自主的な公開判断の基準　二〇二一年四月一九日』一ページ http://digitalarchivejapan.org/wpcontent/uploads/2021/04/Shozokenguideline-20210419.pdf（二〇二一年六月二四日確認）

（2）註（1）参照，「第2　肖像権ガイドライン」三ページ

（3）註（1）参照，「第3　肖像権ガイドラインの解説」一七ページ